

板柳町における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画（第3期）

令和8年4月1日
板柳町長
板柳町議会議長
板柳町教育委員会
板柳町選挙管理委員会
板柳町代表監査委員
板柳町農業委員会

板柳町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、板柳町が策定する特定事業主行動計画である。法は、令和18年3月31日までの時限立法となっており、本計画は前計画（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの2年間）を引き続く計画として策定する。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

板柳町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、板柳町においてそれぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

- ①令和12年度までに、課長級の女性職員の割合を、少なくとも令和6年度の実績（7.14%）の6.86%増の14%以上にする。
- ②令和12年度までに、係長職以上の女性職員の割合を、少なくとも令和6年度の実績（30.0%）の10%増の40%以上にする。

- ③令和12年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を令和6年度実績（0%）より50%以上にする。
- ④令和12年度までに、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を合計5日以上取得する男性職員の割合を令和6年度実績（0%）より50%以上にする。
- ⑤令和12年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、令和6年実績（12.3日）より2割以上引き上げ、14日以上にする。
- ⑥令和12年度までに、職員の1か月当たりの時間外勤務時間を令和6年度実績（8.6時間）より20%減の6.8時間以下にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

①及び②のために

- 係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- 女性職員に対する多様な研修や外部研修（自治研修所等）への派遣を行う。

③及び④のために

- 配偶者が出産を控えている男性職員を対象に、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇等）の活用推進に関する助言を行う。
- 所属長は職員やその配偶者の出産及び育児に関する制度に理解を深め、育児休業や配偶者出産休暇等の取得対象となる職員に対し、休暇等の取得を積極的に働きかける。

⑤のために

- 計画的な業務推進を図り、連続する休暇の取得を勧奨する。
- 所属長は年次休暇の取得を積極的に働きかける。

⑥のために

- 毎週金曜日を定時退庁日に設定するとともに、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。

(以上)